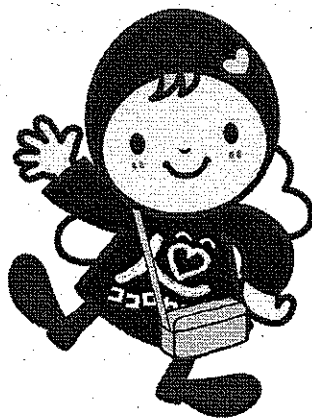


# 認定こども園認定申請マニュアル



平成22年9月

長崎県こども未来課

## <目 次>

- 認定こども園の認定申請について . . . P 1
- 資料1 「就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する法律」 . . . P 4
- 資料2 「就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する規則」 . . . P 14
- 資料3 「長崎県認定こども園の認定基準に関する条例」 . . . P 18
- 資料4 「認定こども園認定申請書」様式 . . . P 29
- 資料5 「認定こども園認定申請書記入マニュアル」 . . . P 48

## 認定こども園の認定申請について

### 1. 認定申請手続きの流れ

申請法人	市 町	県	備考
・認定こども園への移行及び事業計画方針について、理事会等において協議、決定。			
・仮申請書の作成(※(1))			
・仮申請書を市町へ提出 →			
	・仮申請書の審査		
・仮申請書をもとに、申請法人と市町にて協議を実施(※(2))			
	・仮申請書を県へ送付 →		
		・仮申請書の審査	
・仮申請書をもとに、申請法人と県にて協議を実施。(市町担当者同席)(※(3))			<p>・各施設における園児募集までに終わることが望ましい。遅くとも12月末までには協議を終えること。</p> <p>※協議期間については、申請書の精度により異なりますが、これまでの実績では、平均2.3ヶ月かかっています。</p>
<p>・必要に応じ、施設設備整備を実施</p> <p>・認定こども園としての事業計画について、全職員間の共通理解を図る</p> <p>・必要に応じ、適宜保護者等へ制度及び事業計画について説明</p> <p>・市町、県との協議結果を受け、本申請書の作成</p>			・県の現地確認までには整備を終えること。
・本申請書を市町へ提出(※(4)) →			
	・本申請書の審査		
	・本申請書を県へ進達 →		
		・本申請書の書類審査	
・本申請書をもとに、申請法人に対し、県最終ヒアリング実施。(市町担当者同席)			
・県現地確認実施(市町担当者同席) (施設設備整備を伴う場合は完成後に実施)			
		・ヒアリング結果、現地確認結果を踏まえ、認定審査	
		・認定事務手続き	
	←	・認定書交付	
<p>・認定こども園事業開始</p> <p>(事業開始日は、幼稚園教育課程が年間を通しての編成となることを考慮し、原則として4月1日からとする。ただし、幼稚園型(単独型、年齢区分型)については、同課程に大幅な変更がない場合はこの限りでない。)</p>			・認可保育所(保育に欠ける子)の直接契約は事業開始以降に実施。それまでは従来どおり市町において入所決定。

※保育所若しくは幼稚園の設置認可等を伴う場合は、別途、市町及び県との事前協議が必要ですのでご注意ください。

## (1) 仮申請書作成について

- 本申請書（代表者（理事長）印を押印しているもの）を正式に提出する前に、仮申請書（本申請書の様式にて作成し代表者（理事長）印を押印していないもの）を作成し、それを基に市町及び県と事前協議を行います。
- 書類は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下、「省令」という。）」、「長崎県認定こども園の認定基準に関する条例」等を十分ご理解のうえ作成してください。
- 申請書様式については、県こども政策局ホームページにてダウンロードできます。  
[\(http://www.pref.nagasaki.jp/child/nintei/\)](http://www.pref.nagasaki.jp/child/nintei/)  
また、県こども未来課、市町各窓口でも受け取ることができます。
- 書類については、管理運営のみならず、教育・保育の内容等を具体的に記入することとなりますので、書類の全てを1人のみで記入せず、職員会議等を十分に行い、職員間の共通理解を図りながら記入してください。

※事業開始までには、市町や県との協議及び審査に時間を要します。計画的に申請事務を行い、早めに市町、県へご相談ください。

また、事業開始日は、幼稚園教育課程が年間を通して編成となることを考慮し、原則として4月1日からとします。ただし、幼稚園型（単独型、年齢区分型）については、同課程に大幅な変更がない場合はこの限りではありません。

## (2) 市町との協議

仮申請書を基に、最低限下記の事項について協議を行います。

- ①必要な添付書類等が揃っているか。
- ②認定こども園の類型、定員の確認及び職員配置、施設の基準を満たしているか。
- ③子育て支援事業について  
地域における子育てに対する必要性及び状況を踏まえ、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を週3日以上実施すること。  
(事業計画、職員配置、実施場所等の適否について協議)  
(本申請の際は、市町の意見書が必要。)
- ④私立認定保育所の場合
  - ・保育に欠けない子の定員について  
市町における、保育に欠ける子の保育需要の状況に照らし適当であるか。  
市町の保育計画に支障がないか。
  - ・保育に欠ける子の保育料設定について  
保育費用を勘案し、かつ保護者の家計に与える影響を考慮し、児童の年齢等に  
応じて定められているか。
  - ・直接契約等の入所手続きに関することについて
- ⑤安心こども基金（H22年度末まで）事業について

### (3) 県との協議

- 仮申請書を基に、具体的な事業計画を確認し、全ての項目において認定基準を満たしているか審査を行います。
- 仮申請書の精度によって、協議の時間は異なりますが、これまでの実績からすると、およそ2、3ヵ月程度（仮申請書等の修正等に要した時間を含む）かかっています。
- 次年度の4月1日事業開始予定である場合は、各施設における次年度の園児募集までに、県との協議を終え、認定こども園としての事業計画を決めておくことが望ましくあります。それが不可能の場合でも、遅くとも12月末までに県との協議を終えるよう計画してください。

※協議の進捗状況によっては、希望どおりの事業開始とならない場合もあります。

### (4) 本申請書の作成

- 市町及び県との協議結果を踏まえ、本申請書を作成します。
- 当然ですが、認定後は、この本申請書に記載された事業計画に基づき、日々の教育・保育を提供していくこととなります。同申請書を職員へ配布をする等、十分に職員間の共通理解を図って下さい。

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 認定子ども園に関する認定手続等（第三条―第十一条）
- 第三章 認定子ども園に関する特例（第十二条―第十五条）
- 第四章 罰則（第十六条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

一頁

##### （定義）

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- 4 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。
- 5 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 6 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育

二頁

を受けることが一時的に困難となつた地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であつて文部科学省令・厚生労働省令で定めるものをいう。

## 第二章 認定こども園に関する認定手続等

(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)

第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づき都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従つて編成された教育課程に基づき教

三頁

四頁

育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合に

における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入室していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

五頁

六頁

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項各号又は前項各号に掲げる要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

- 2 前条第二項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請書の提出があつたときは、都道府県知事は、第三条第一項第二号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

(認定子ども園に係る情報の提供等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の

七頁

八頁

配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

- 2 認定子ども園（第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。

(変更の届出)

第七条 認定子ども園の設置者（都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条第一項の規定により周知された事項の変更（文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、前条第一項に規定する方法により、同項に規

定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について前項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

(報告の徴収等)

第八条 認定こども園の設置者は、毎年、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができる。

(名称の使用制限)

第九条 何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(認定の取消し)

第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の認定を取り消すことができる。

九頁

一〇頁

一 第三条第一項又は第二項の認定を受けた認定こども園がそれぞれ同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるとき。

二 認定こども園の設置者が第六条第二項の規定による表示をしていないと認めるとき。

三 認定こども園の設置者が第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 認定こども園の設置者が第八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 認定こども園である保育所又は認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。以下「私立認定保育所」という。）の設置者が第十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、同条第六項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第七項の規定による命令に従わないとき。

六 認定こども園の設置者が不正の手段により第三条第一項又は第二項の認定を受けたとき。

七 その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六

十一号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定こども園が第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第三項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(関係機関の連携の確保)

- 第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関(当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。)に協議しなければならない。
- 2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

### 第三章 認定こども園に関する特例

一一頁

一二頁

(学校教育法の特例)

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第七十八条、第七十九条並びに第八十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第七十八条中「努めなければならない」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する子育て支援事業(以下単に「子育て支援事業」という。)を行うものとする」と、同法第七十九条中「保育内容」とあるのは「保育内容(子育て支援事業を含む。）」と、同法第八十一条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務(子育て支援事業を含む。）」とする。

(児童福祉法等の特例)

第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第四条第一項第四号に掲げる

数の同号に規定する子ども」と、「児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	市町村に提出しなければ	入所を希望する私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市
----------	-------------	---

一三頁

第二十四条第三項	保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる	町村に送付しなければ 市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない
	市町村は、一の保育所について、当該保育所	私立認定保育所は、当該私立認定保育所
	申込書に係る児童のすべて	規定により送付された申込書に係る児童のすべて（就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のす

一四頁

第四十六条の二	当該保育所に	当該私立認定保育所に	べて及び就学前保育等推進法第四 条第一項第四号に掲げる数の同号 に規定する子ども)
	児童を	当該申込書に係る児童(就学前保 育等推進法第三条第一項の認定を 受けた保育所にあつては、当該児 童及び当該子ども)を厚生労働省 令の定めるところにより	
	都道府県知事又は市町村長(第 三十二条第三項の規定により保 育の実施の権限及び第二十四条 第一項ただし書に規定する保護	知	第二十四条第二項の規定による通

一五頁

第五十一条第四号	の権限が当該市町村に置かれる 教育委員会に委任されている場 合にあつては、当該教育委員会 )からこの法律の規定に基づく 措置又は保育の実施等のための 委託		
	これ	当該通知に係る児童の入所	
	保育費用	保育費用から就学前保育等推進法 第十三条第四項の保育料に相当す る額(当該額が第五十六条第三項 の市町村の長が定める額を基礎と して政令の定めるところにより算 定した額を下回るときは当該算定	

一六頁

第五十六条第八項	第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令	保育料額の算定 した額とする。以下「保育料額」という。)を控除した額
	本人又はその扶養義務者	保育の実施に係る児童の保護者

- 3 私立認定保育所の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、前項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童（同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。）の当該私立認定保育所への入所の状況を市町村の長に対して報告しなければならない。
- 4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定により読み

一七頁

一八頁

- 替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。
- 5 前項の保育料の額は、同項の保育費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない。
- 6 私立認定保育所の設置者は、第四項の保育料の額を定めたときは、これを当該私立認定保育所が存在する市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 市町村の長は、前項の規定により届け出られた保育料の額が、第五項の規定に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができる。
- 8 第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十八条及び児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「市町村は、」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられ

た」と、「保育所」とあるのは「当該私立認定保育所」とする。

第十四条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。）である場合における当該保育所に係る児童福祉法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「社会福祉法人が」とあるのは「社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が」と、同項第一号中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人」とする。

（私立学校振興助成法の特例）

第十五条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人（社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）で私立学校振興助成法附則第二条第一項の規定に基づき同法第九条又は第十条の規定により補助金（当該幼稚園に係るものに限る。）の交付を受けるものについては、同法附則第二条第五項の規定は、適用しない。

#### 第四章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一九頁

二〇頁

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

- 2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

文部科学省  
厚生労働省令第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）  
第二条第四項及び第六項、第三条第一項、第四条第一項第五号、第五条第二項、第七条第一項並びに第八条  
第一項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則  
を次のように定める。

平成十八年九月七日

文部科学大臣 小坂 憲次

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

（法第二条第四項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十  
七号。以下「法」という。）第二条第四項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施

一頁

設とする。

- 一 一日に保育する子どもの数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約  
款その他の書類により明らかであるもの
  - イ 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委  
託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該労働者の子どもの数
  - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施  
設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当  
該労働者の子どもの数
  - ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が  
定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を  
受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該構成員の子どもの数
- 二 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供  
を行う間に限り、その顧客の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を

二頁

受けて当該顧客の子どもの保育する施設にあつては、当該顧客の子どもの数

ホ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

二 半年を限度として臨時に設置される施設

(法第二条第六項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業)

第二条 法第二条第六項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となつた地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民

三頁

間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(法第三条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)

第三条 法第三条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保育所に係る児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づき都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合

二 都道府県知事が、前号に規定する事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づき当該都道府県の教育委員会の職員が補助執行を行つていることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めその旨を定めた場合

(法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項)

四頁

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定子ども園の名称
- 三 認定子ども園の長（認定子ども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定子ども園が実施するもの  
（法第五条第二項の規定による申請書の提出の方法等）

第五条 法第五条第二項の規定により同条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、都道府県知事（法第三条第一項の規定により都道府県の教育委員会が認定子ども園の認定を行う場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者名

五頁

- 二 施設の名称及び所在地

（法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更）

第六条 法第七条第一項の文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項第三号に規定する乳児若しくは幼児の教又は同項第四号に規定する子どもの教の変更のうち都道府県知事が定める数を超えない範囲内で行われるもの（幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）
- 二 法第六条第一項に規定する教育保育概要として同項の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの  
（法第八条第一項の規定による報告の方法等）

第七条 法第八条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 報告年月日の前日において保育している法第四条第一項第三号に規定する乳児又は幼児の教（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）及び同項第四号に規定する子どもの教

六頁

(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)

一 当該認定子ども園が法第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

二 法第六条第一項の規定により周知された同項に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

#### 附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

国の基準	長崎県認定こども園の認定基準に関する条例	長崎県認定こども園の認定等に関する規則
<p><b>＜第一 趣旨＞</b> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対処する教育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的とする施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。 この認定こども園については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次の一から四までに掲げる類型を認めるものである。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれに供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 1 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 2 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 1 幼稚園教育要領（平成十年文部省告示第百七十四号）に従って構成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該施設のために時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園 2 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する義務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれに設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標を達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>三 保育所型認定こども園 児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に對する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、</p>	<p><b>（趣旨）</b> 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十九条第一項第四号及び同法第二項第三号の規定に基づき、長崎県における認定こども園の認定の基準を定めるものとする。</p> <p><b>（定義）</b> 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p><b>（認定こども園の類型）</b> 第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれに供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 幼稚園教育要領（学校教育学大旨が定めるものをいう。）に 従って構成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）である者に対する保育を行う幼稚園 イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する義務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれに用いられる建築物が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標を達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの ② 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの ロ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの ハ 保育所型認定こども園 保育に欠ける幼児に對する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げ</p>	<p>第1章 総則 第1条（第1条第2条） 第2章 認定こども園の認定基準（第3条第1項第9条） 第3章 認定こども園の認定手続等（第10条第18条）</p> <p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第三号。以下「省令」という。）及び長崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年長崎県条例第六十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、認定こども園の認定等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語) 第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。</p>

満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

四 地方教育委員会認定子ども園

児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設

このように多様な類型の認定子ども園を認めると同時に、いずれの類型の認定子ども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定子ども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定子ども園の認定の基準について、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める基準を参照して都道府県の条例で定めることとしたものである。

なお、都道府県においてこの認定子ども園の認定基準を定めるに際しては、保育行政において指定都市及び中核市が果たしている役割に鑑み、その意向に配慮すべきである

<第二 職員配置>

一 認定子ども園には、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どもうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)とおおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない子どもうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)をおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもうち長時間利用児をおおむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。

二 満三歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、満三歳以上の子どもについて「学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十五人以下を原則とする。

<第三 職員資格>

一 第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員のうち満三歳に満たない子どもを保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

二 第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもを保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。

三 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定子ども園

る目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方教育委員会認定子ども園

保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(職員の配置)

第4条 認定子ども園には、認定子ども園の長一人を置かなければならない。

2 認定子ども園には、次の各号に掲げる子ども数の区分に即し、それぞれ当該各号に掲げる数の保育に従事する者を置かなければならない。ただし常時二人を下回ってはならない。

- (1) 満1歳未満の子ども おおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上の子どもうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。) おおむね30人につき1人以上
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない子どもうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。) おおむね20人につき1人以上
- (5) 満4歳以上の子どもうち長時間利用児 おおむね30人につき1人以上

3 認定子ども園における満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は、30人以下とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の認定子ども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

2 前条第2項の規定により認定子ども園に置くものとされる職員のうち、満3歳に満たない子どもを保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。

3 前条第2項の規定により認定子ども園に置くものとされる職員のうち、満3歳以上の子どもを保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。)及び保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める基準に適合する者は、この限りでない。

第2章 認定子ども園の認定基準

(職員の資格)

第3条 認定子ども園の長は、条例第5条第1項に掲げる能力を有するほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条、第21条若しくは第22条に掲げる資格を有する者又は健全な心身を有し児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。

2 条例第5条第3項ただし書に規定する規則で定める基準は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有していることとする。





- きる能力を有する者とする。
- 4 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アトピー、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に配慮すること。
  - 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関する事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

八 認定こども園において満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第三項に規定する施設に加え、乳児室又はほほくろ室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほほくろ室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

＜第五 教育及び保育の内容＞  
 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び平成十一年十月二十九日児発第七百九十九号厚生省児童家庭局発「保育所保育指針」として定める保育所保育指針（以下単に「保育所保育指針」という。）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならぬ。

一 教育及び保育の基本及び目標  
 認定こども園における教育及び保育は、〇歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の発達段階に即して援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三條各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施することとする。

- 1 十分に関心の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で、健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を身に基礎を培うようにすること。
- 2 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び適度な競争心や自己肯定感を培うようにすること。
- 3 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や想像力、表現力、創造性を豊かにすること。
- 4 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いていたりすること。
- 5 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状態等に応じ、より具体的な活動を行い、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

八 認定こども園において満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第三項に規定する施設のほか、乳児室又はほほくろ室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子ども一人につき乳児室の場合にあつては、一・六五平方メートル以上、ほほくろ室の場合にあつては、三・三平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）  
 第七 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針として定めるものをいう。）に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について規則で定める内容に即したものである。

(1) 教育及び保育の基本及び目標

別表（第五 条関係）

- 1 教育及び保育の基本及び目標  
 認定こども園における教育及び保育は、〇歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の発達段階に即して援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三條各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施することとする。
- 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を身に基礎を培うようにすること。
- 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- 4 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や想像力、表現力、創造性を豊かにすること。
- 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いていたりすること。
- 6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状態等に応じ、より具体的な活動を行い、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

（教育及び保育の内容）  
 第五 条 条例第七 条に規定する規則で定めるものは、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六三 号）第三 五 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保育の内容（以下「保育所保育指針」という。）とする。

2 条例第七 条に規定する規則で定める内容は、別表に掲げるとおりとする。

(2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

- 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容  
 1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならぬ。
- 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいないこと
  - 子どもが1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就業状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと
  - 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること
  - 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

- 教育及び保育の計画並びに指導計画  
 認定こども園における教育及び保育については、2に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならぬ。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するたため、次に掲げる事項に留意して、教育課程及び保育所において保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する体系的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならぬ。
- 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張と解放感等の調和を図ること
  - 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること
  - 家庭や地域において異年齢の子どもがかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもを編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園のそれぞれの工夫で、子どもの発達状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと
  - 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを旨とするような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること

(4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

- 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成  
 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するたため、子どもが1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団活動の充実を図ること
  - 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整える工夫をすること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと

二 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

- 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容  
 一に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次の1から4までに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならぬ。
- 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいないこと
  - 子どもが1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就業状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと
  - 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること
  - 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること

三 教育及び保育の計画並びに指導計画

- 教育及び保育の計画並びに指導計画  
 認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならぬ。
- また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するたため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する体系的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならぬ。
  - 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもが1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張と解放感等の調和を図ること
  - 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること
  - 家庭や地域において異年齢の子どもがかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもを編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと
  - 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを旨とするような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること

四 環境の構成

- 環境の構成  
 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次の1から4までに掲げる点に留意しなければならない。
- 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するたため、子どもが1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団活動の充実を図ること
  - 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活リズムを整える工夫をすること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと

話が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつくづく場との適切な調和等の工夫を行うこと。

3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかわりあいが深まり、子ども自身に遊びたい環境を構築するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつくづく場との適切な調和等の工夫を行うこと。

4 子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかわりあいが深まり、子ども自身に遊びたい環境を構築するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつくづく場との適切な調和等の工夫を行うこと。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

- 1 0歳から就学前までの子どもの発達を十分に理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- 2 子ども一人一人の発達段階の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の発達段階に十分配慮すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が高い等の特性があることから、個別の対応を図ること。また、子ども一人一人の発達段階の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。
- 3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないよう、共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする等の配慮を行うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする等の主体的な活動を通して発達を促すこと。また、発達を促す者の指導等を行うこと。
- 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べられる経験や食に関する様々な体験活動等を通して、食事をする際の興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事の取り組むことについても配慮すること。
- 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間によって差があること、一律とならないよう配慮すること。
- 7 子ども一人一人の健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達を図ること。
- 8 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の生活の状況や、睡眠時間、食事の状況や個人によって差があること、一律とならないよう配慮すること。

3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかわりあいが深まり、子ども自身に遊びたい環境を構築するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつくづく場との適切な調和等の工夫を行うこと。

4) 子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかわりあいが深まり、子ども自身に遊びたい環境を構築するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でつくづく場との適切な調和等の工夫を行うこと。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

- 1 0歳から就学前までの子どもの発達を十分に理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- 2 子ども一人一人の発達段階の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の発達段階に十分配慮すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が高い等の特性があることから、個別の対応を図ること。また、子ども一人一人の発達段階の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。
- 3 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないよう、共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする等の主体的な活動を通して発達を促すこと。また、発達を促す者の指導等を行うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする等の主体的な活動を通して発達を促すこと。また、発達を促す者の指導等を行うこと。
- 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べられる経験や食に関する様々な体験活動等を通して、食事をする際の興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事の取り組むことについても配慮すること。
- 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間によって差があること、一律とならないよう配慮すること。
- 7 子ども一人一人の健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達を図ること。
- 8 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の生活の状況や、睡眠時間、食事の状況や個人によって差があること、一律とならないよう配慮すること。

ることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

#### 六 小学校教育との連携

認定こども園は、次の1から3までに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続を図るため、連携を通じた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報共有と相互理解を深めること。

#### ＜第六 保育者の資質向上等＞

認定こども園は、次の1から5までに掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- 一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- 二 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- 三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- 四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外での研修の幅を拡げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- 五 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

#### ＜第七 子育て支援＞

認定こども園における子育て支援事業については、次の一から三までに掲げる点に留意して実施しなければならない。

#### (6) 小学校における教育との連携

6 小学校における教育との連携  
認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報共有と相互理解を深めること。

#### (7) 食育の推進

7 食育の推進  
認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、食育の推進を図らなければならない。

- (1) 知事が別に定めた「長崎県食育推進計画」を踏まえ、教育及び保育計画に連動した食育計画を策定するとともに、食育に関する指導を行う食育担当者を配置し、食育を推進する体制を整えること。
- (2) 当該認定こども園が定めた食育計画に基づき、給食等の実施にあたっては地産地消の推進等を通して、地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

#### (保育者の資質の向上等)

第8条 認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

#### (保育者の資質の向上等の留意事項)

- 第6条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自らがその資質の向上に努めることができるよう配慮すること。
  - (2) 日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要となる時間を確保するため、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫を行うこと。
  - (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
  - (4) 認定こども園の長及び職員に対する研修について当該認定こども園の適切な内外の研修計画を作成し、及び実施するとともに、当該研修の機会の確保を図るため、勤務体制の組立て等に配慮すること。
  - (5) 前項に掲げるほか、認定こども園の長に対して、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる管理運営能力、地域の人材及び資源を活用していく調整能力等の向上を図ること。

#### (子育て支援事業)

第9条 認定こども園における子育て支援事業については、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

- 2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又

#### (子育て支援事業の留意事項)

第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援事業の実施に当たっては、専任職員を配置するとともに、保護者の子育て力を高め、及び地域における子育て支援体制の充実を図る観点に立ち、

一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育ての向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。

二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における子育てが一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集いの場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

三 子どもへの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

#### ＜第八 管理運営等＞

一 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第一の二の2に掲げるものにおいては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれら施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることが考えられる。

二 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就業の状況等の地域の実情に即して定めなければならない。

三 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

四 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は虐待被害者の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもへの受入れに適切に配慮しなければならない。

五 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

六 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

は変更するに当たっては、あらかじめ市町の長の意見を聴くものとする。

#### (管理運営等)

第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。

(2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。

(3) 保育に欠ける幼児に対する保育時間は、1日につき8時間以上として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間その他の家庭状況等を考慮し定められていること。

(4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就業の状況等の地域の実情に即して定められていること。

(5) 子どもへの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に即し、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。

(6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。

(7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。

(8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制を整備されていること。

(9) 若狭解決の仕組みを整えとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

(10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との

地域の全ての子子ども及び保護者を対象として実施すること。  
(2) 地域における子育てに対する必要性及び状況を踏まえ、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を週3日以上実施することとし、実施に当たっては、事業実施計画を作成すること。

(3) 子どもへの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

#### (保険への加入)

第8条 条例第10条第8号に規定する補償を円滑に行うため、認定こども園においては適切な保険又は共済制度に加入するものとする。

連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。  
(11) 市町及び市町教育委員会と十分な連携を図ること。

(ハき地保育所における特例)

第11条 知事は、認定こども園の認定を受けようとする施設がハき地保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所を設けようとする施設が困難であると認められる地域に設けられる児童を保育するための施設であつて、規則で定めるものをいう。）であり、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、第5条、第6条及び第9条に規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(ハき地保育所)

第9条 条例第11条に規定する規則で定めるものは、市町が設置する施設であつて、ハき地保育所として指定したものをいう。

第3章 認定こども園の認定手続等

(認定の申請書)

第10条 法第4条第1項に規定する申請書は、認定こども園認定申請書（様式第1号）によるものとする。  
2 知事は、法第3条第1項又は第2項の規定に基づき認定こども園の認定をした場合は、その相手方に対し、認定こども園認定書（様式第2号）を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第11条 法第5条第1項に規定する認定の有効期間は、認定の日から起算して5年とする。

(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)

第12条 法第5条第2項に規定する申請書は、認定こども園の認定有効期間更新申請書（様式第3号）によるものとする。

(変更の届出書)

第13条 法第7条第1項の規定による変更の届出書は、認定こども園変更届出書（様式第4号）によるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第14条 省令第6条第1号に規定する知事が定める数は、法第4条第1項第3号に規定する乳児又は幼児の数及び同条第4号に規定する子どもの数のいずれも当該数の2割以内の数とする。  
2 省令第6条第2項に規定する知事が定めるものは、園児の一日の活動内容とする。

(運営の状況に関する報告書)

第15条 省令第7条に規定する報告書は、運営状況報告書（様式第5号）によるものとする。

2 省令第7条に規定する知事の定める日は、毎年5月末日とする。

3 省令第7条第2号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の配置及び資格に関すること。
- (2) 施設設備の状況に関すること。
- (3) 食事の提供の状況に関すること。
- (4) 教育及び保育の内容に関すること。
- (5) 保育者の資質の向上等に関すること。
- (6) 管理運営等に関すること。

4 省令第7条第3号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関すること。
- (2) 子育て支援事業に関すること。

(認定こども園の廃止届出)

第16条 認定こども園の設置者は、当該認定こども園を廃止しようとするときは、その1月前までに認定こども園廃止届出書（様式第6号）により、知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をする場合は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定こども園の廃止について十分に説明しなければならぬ。

	<p>(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>らない。</p> <p>(認定の取消通知書) 第17条 知事は、法第10条第1項の規定により認定ことも園の認定の取消しを行った場合には、当該認定ことも園の設置者に対し、認定ことも園認定取消通知書(別紙様式7号)により通知するものとする。</p> <p>(委任) 第18条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>
--	--	---

様式第1号(第10条関係)

第 年 月 日

## 認定こども園認定申請書

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第 項の認定を受けたいので、法第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

## 記

認定こども園の名称			
認定こども園の長の氏名			
認定こども園の類型	幼保連携型 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)		
事業開始予定年月日	年 月 日		
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所在地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設 (該当するものに○) (経営主体) (定 員) 人		
	(名 称) (所在地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設 (該当するものに○) (経営主体) (定 員) 人		
認定こども園の定員	保育に欠ける子 人	満3歳未満	人
		満3歳以上	人
	保育に欠けない子 人	満3歳未満	人
		満3歳以上	人
合 計		人	
保育所の定員弾力化による受け入れの有無	有 ・ 無		
教育及び保育の目標並びに主な内容	1 教育及び保育の目標や理念 (欄が不足する場合は別紙に記載)		

	2 教育及び保育のねらい及び内容（欄が不足する場合は別紙に記載）
	3 開所日数・開所時間 開園日数 年間 日 開園時間 ・平日 : ~ : (短時間利用児 : ~ : ) ・土曜日 : ~ : (短時間利用児 : ~ : ) ・その他 : ~ : (短時間利用児 : ~ : ) 休園日 毎週 曜日、 月 日～ 月 日 ・保育に欠けない子に対する長期休暇 月 日～ 月 日
子育て支援事業の内容	1
	2

- (注1) 幼稚園と保育所等の設置者が異なる場合はこれらの者が連名で申請すること。  
(注2) 幼保連携型施設の場合は認定こども園を構成する施設及び、保育に欠ける子、保育に欠けない子の数を幼稚園、保育所等ごとにそれぞれ記載すること。  
(注3) 子育て支援については、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を行うこととし、その内容を記載すること。

【添付書類】

- (1) 職員の配置及び資格
- (2) 施設設備の状況
- (3) -1 食事の提供計画書
- (3) -2 食事の提供計画書（外部搬入の場合）
- (4) 教育及び保育の内容
- (5) 保育者の資質の向上等
- (6) 子育て支援事業計画書
- (7) 管理運営等
- (8) 子育て支援事業の実施に係る市町等の意見書
- (9) その他知事が必要と定める書類

担当者職・氏名	
連絡先	

認定こども園の名称	
-----------	--

(1) 職員の配置及び資格

教育・保育に従事する職員の氏名、取得資格等

職名	(ふりがな) 氏名	常勤・非 常勤の別	資格の種類		担当 学齢	担当		
			幼稚園教 諭免許	保育士 資格		学	長	短
認定こども 園の長								

- (1) 園長については経歴書を添付すること。
- (2) 幼稚園教諭免許状又は保育士の有資格者については免許状等の写しを添付すること
- (3) 職名には、園長、教頭、教務主任、保育所長、主任保育士、保育士、栄養士、調理員等の区分を記載すること。
- (4) 担当は、該当する全ての箇所に○を記入すること。  
学：学級担任 長：長時間保育従事 短：短時間保育に従事

認定こども園の名称

(2) 施設設備の状況

敷地面積、建物面積、建物の規模及び構造、屋外遊戯場面積

設 備 及 構 造	幼 稚 園	建物構造		造り		階建て	建築年度		年	
		建物延面積		m <sup>2</sup>	建物建築面積		m <sup>2</sup>			
		敷地面積		m <sup>2</sup>	(自己所有		m <sup>2</sup> 、借用		m <sup>2</sup> )	
		区 分	数 量	面積 (m <sup>2</sup> )	区 分	数 量	備 考			
		保育室			飲料水用設備					
		遊戯室			手洗用設備					
		給食室			足洗用設備					
		職員室			非常警報設備					
		保健室			消火設備					
		便所								
	廊下・階段									
	その他									
	合計									
	運動場									
	保 育 所 等	建物構造		造り		階建て	建築年度		年	
		建物延面積		m <sup>2</sup>	建物建築面積		m <sup>2</sup>			
		敷地面積		m <sup>2</sup>	(自己所有		m <sup>2</sup> 、借用		m <sup>2</sup> )	
		区 分	数 量	面積 (m <sup>2</sup> )	区 分	数 量	備 考			
		乳児室			手洗い					
		ほふく室			非常警報設備					
保育室				消火設備						
遊戯室										
調理室										
調乳室										
沐浴室										
職員室										
医務室										
便所										
廊下・階段										
その他										
合計										
屋外遊戯場										

備 品 等	屋 内 備 品 等			
	品 名	数 量	品 名	数 量
	屋 外 備 品 等			
	品 名	数 量	品 名	数 量

※施設の位置図、配置図、建物の平面図を添付すること。

(幼保連携施設の場合は、幼稚園と保育所等の位置関係がわかるようにすること。)

### (3) - 1 食事の提供計画書

1 給食の実施予定

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1週間あたりの給食回数	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回
給食時間	～	～	～	～	～	～

2 調理設備の状況

(調理設備の配置の図面を添付)

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取り組み

5 食事計画

(別紙として添付すること)

6 アレルギー等への配慮

(3) - 2 食事の提供計画書 (食事の外部搬入を行う場合)

1 外部搬入を行う理由

2 給食の実施予定

	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 週間あたりの給食回数	週 回	週 回	週 回
給食時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :

3 外部搬入を行う体制

(1) 食事の提供の管理者の職・氏名

(2) 子どもに必要な食事の内容、回数等の把握のための体制  
(アレルギーへの配慮等)

(3) 受託業者の衛生面・栄養面等の調理業務の遂行を確認する体制

(4) 調理業務受託者

所在地

名 称

代表者

連絡先

(事業委託の契約書の写しを添付)

(5) 献立等の面で指導を受ける栄養士

所属

職・氏名

(6) 栄養士から施設の食事の提供の管理者が指導を受ける体制

#### 4 施設の行う業務

- (1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者
- (2) 献立の事前確認者
- (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者
- (4) 検食実施者
- (5) 受託業者の給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果の確認者
- (6) 子どもの嗜好調査の実施者

#### 5 受託業者の適否

- (1) 配置栄養士氏名

- (2) 調理業務経験者

	氏 名	調理業務の経験年数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- (3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

- (4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

#### 6 加熱・保存等の調理設備の状況

(施設の加熱・保存器具等の配置の図面を添付)

認定こども園の名称	
-----------	--

(4) 教育及び保育の内容

1 教育・保育に関する全体的な計画及び指導計画

(1) 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】
認定こども園に固有の事情として配慮を行う点	
施設の特徴・工夫する点	

(2) 年間行事予定

月	行事予定	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

(3) 園児の1日の活動内容

時刻	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	20:00
曜日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						

(4) クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員						
組名						
職員配置						
職員資格				併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人	併：人 幼：人 保：人

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

併・・・幼稚園教諭免許保育士資格併有者 幼・・・幼稚園教諭免許保有者

保・・・保育士資格保有者

(5) 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

(6) 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
利用時間が異なる子どもがいることへの配慮	
安心して午睡ができる環境の確保	
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

(7) 小学校における教育との連携

## 2 食育計画及び食育担当者

### (1) 食育推進計画

①食育指導全体計画及び食育指導年間計画

②食育指導年間指導計画

③その他 個別の計画がある場合は添付してください。

### (2) 食育担当者の職・氏名

認定こども園の名称

(5) 保育者の資質の向上等

	研修実施予定	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※園内外における研修の実施及び受講の計画について記載すること。

認定こども園の名称

(6) 子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	【内容】
	【子育て支援の対象者】
	【実施日数及び実施時間】
	【専任職員の職・氏名】
	【利用料】
	【実施において工夫する点】 (保護者の参加等への配慮や、地域の機関・人材等の活用など)

- ①子育て支援事業の内容について、市町等の意見書を別途添付すること。
- ②子育て支援事業として実施する種類毎に別葉に作成すること。

## (7) 管理運営等

### 1 情報開示の方法及び情報の内容

(1) 開示する情報の種類

(2) 開示の方法

### 2 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生（換気、採光、保温等）

(5) 健康診断

(6) 感染症等への対応

- 3 保険又は共済制度への加入等の状況  
加入している保険会社等  
(加入している保険証書等の写しを添付する)

4 苦情解決の体制の内容

- (1) 苦情解決担当者の職・氏名
- (2) 解決のための体制

5 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	自己評価 ・ 外部評価
評価結果の活用方法	

6 入園する子どもの公正な選考の方法

(選考の方法及び特別な配慮が必要な子どもの受け入れへの配慮)

7 施設の利用料

(1) 保育料 (月額)

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
0歳			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
5歳			

(2) その他の利用料

- ① 預かり保育、延長保育の利用料
- ② 給食費
- ③ 一時保育の利用料
- ④ その他の利用料

8 安定的かつ継続的な運営の確保について

- (1) 土地建物の登記事項証明書
- (2) 土地建物の賃貸借等の契約書 (土地建物が賃貸の場合)
- (3) 銀行の残高証明書
- (4) その他財務内容が適正であることが確認できる書類

※幼稚園及び認可保育所においては添付を省略できる場合あり

認定こども園の名称

(8) 子育て支援事業の実施に係る市町等の意見書

第 号  
年 月 日

様

市(町)長 印  
市(町)教育委員長

子育て支援事業の実施に係る市町等の意見書

年 月 日付け による依頼のあった標記の件について検討した結果は下記のとおりです。

記

子育て支援事業の内容について

※必要に応じて書類を添付すること

## 認定こども園認定申請書記入マニュアル

※認定こども園認定申請書の記入要領について記載しています。認定申請書様式と照らし合わせ、参照してください。

## &lt;目次&gt;

1. 様式第1号 認定こども園認定申請書について	・・・ P49
2. 「(1) 職員の配置及び資格」について	・・・ P52
3. 「(2) 施設設備の状況」について	・・・ P53
4. 「(3) - 1 食事の提供計画書」について	・・・ P54
5. 「(3) - 2 食事の提供計画書」について	・・・ P56
6. 「(4) 教育及び保育の内容」について	・・・ P59
7. 「(5) 保育者の資質の向上等」について	・・・ P61
8. 「(6) 子育て支援事業計画書」について	・・・ 〃
9. 「(7) 管理運営等」について	・・・ P62
(別添資料)	
別添1. 認定こども園の類型について	・・・ P64
別添2. 認定こども園の類型及び定員について	・・・ P65
別添3. 認定こども園における職員配置基準について	・・・ P67
別添4. 認定こども園における施設設備基準について	・・・ P68
別添5. 認定こども園における給食の外部搬入に関わるQ&Aについて	・・・ P69
別添6. 給食における衛生管理について	・・・ P71
別添7. 食事計画様式例(0歳児、1～2歳児、3～5歳児)	・・・ P79
別添8. 食事提供に関する業務のすすめ方	・・・ P81
別添9. 給食における特別な配慮の必要な児への対応について	・・・ P85
別添10. 認定こども園における教育及び保育の内容について	・・・ P87
別添11. クラス編成と職員配置様式例	・・・ P91
別添12. 食育の全体目標様式例	・・・ P92
別添13. 食育の全体計画、年間指導計画様式例	・・・ P93
別添14. 認定こども園における保育者資質向上等の留意事項について	・・・ P95
別添15. 認定こども園における子育て支援事業について	・・・ P97
別添16. 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの方針について	・・・ P98